

経過措置料金撤廃に対する意見

2018年11月9日(金)
株式会社ミツウロコヴェッセル

ミツウロコグループの電力事業について

■ 沖縄を除く9電力エリアにて、販売チャネルを分け 2 社で営業展開している

〔株式会社ミツウロコヴェssel（登録番号A0194）〕

- ・低圧電力を中心に販売。
- ・既存事業であるLPガスの顧客基盤への営業展開
- ・高圧電力はミツウロコグリーンエネルギーの取次店として販売。

〔ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（登録番号A0016）〕

- ・発電事業及び高圧電力を中心とした小売事業を展開。
- ・国内7ヶ所に再生可能エネルギー発電所を所有。
- ・比較サイトなどのWEBサイトを使った営業も展開。



経過措置料金撤廃に関する意見

電力の小売り全面自由化実現のためには経過措置料金の撤廃が必要であるが、下記課題の解決が成されなければ2020年3月末の撤廃は尚早と考える。

①市場開放率の低さ

⇒規制なき独占に陥ることを防ぐため存続している経過措置料金を撤廃するには、市場の開放率が低く、また需要家への周知も浸透しきっていないとは言えない。

②公正な競争環境の実現

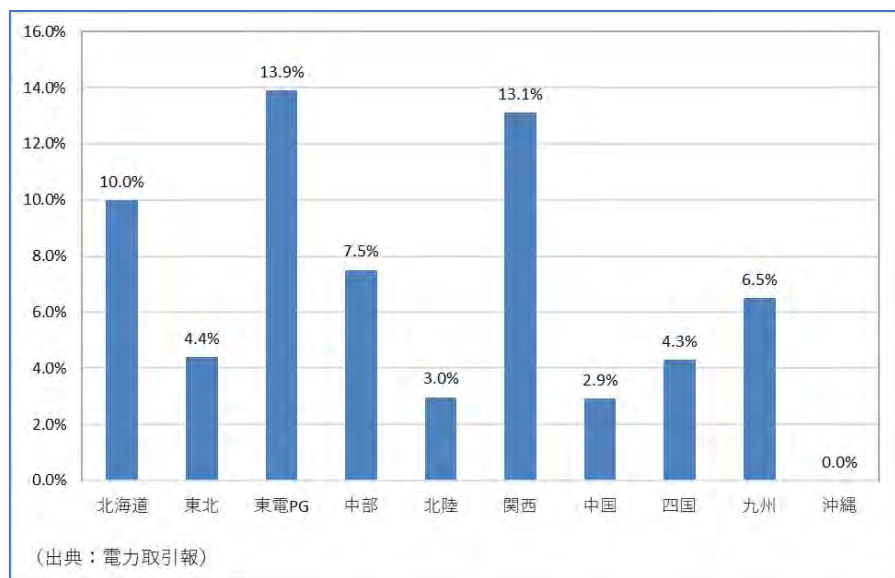
⇒電力自由化の目的は、様々な事業者が参入することにより競争を活性化させることにあるが、公正な競争環境が無ければそれは実現できない。

③需要家保護の対策

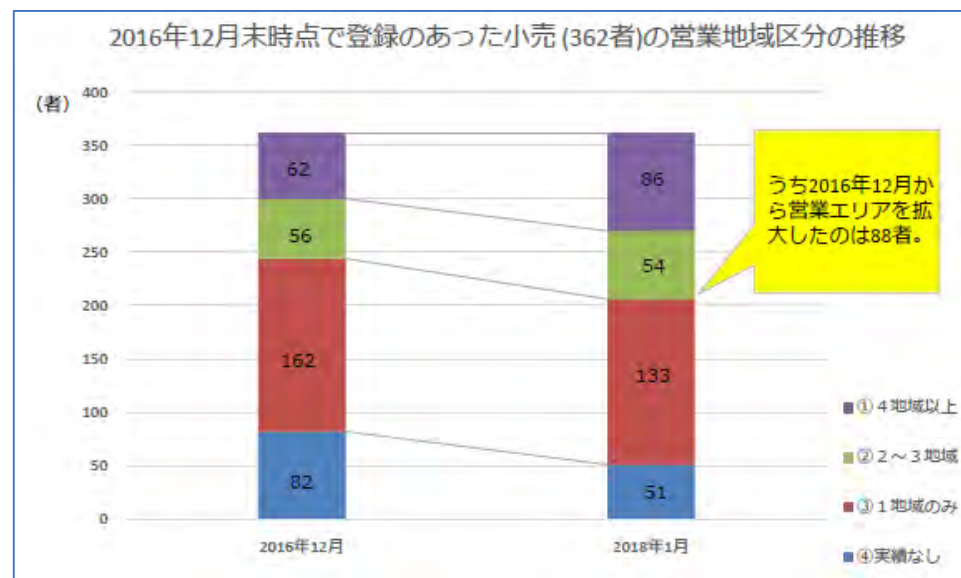
⇒経過措置料金撤廃により比較基準を失い需要家が混乱する事態はさけるべき。

①市場開放率の低さ

- 2016年の全面自由化により新電力への切換えが進んできたが、地域によりその差は大きく、関東・関西等の大都市圏以外の自由化は十分とは言えない。
需要家への自由化の認知度に関しても同様に地域差が大きく存在する。
- 小売電気事業者の営業地域拡大の動きが見られるが、その成果はまだ発展段階である。
- 契約獲得方法として対面営業が大きな割合を占めており、需要が集中していない地域の自由化の浸透には時間を必要とする。



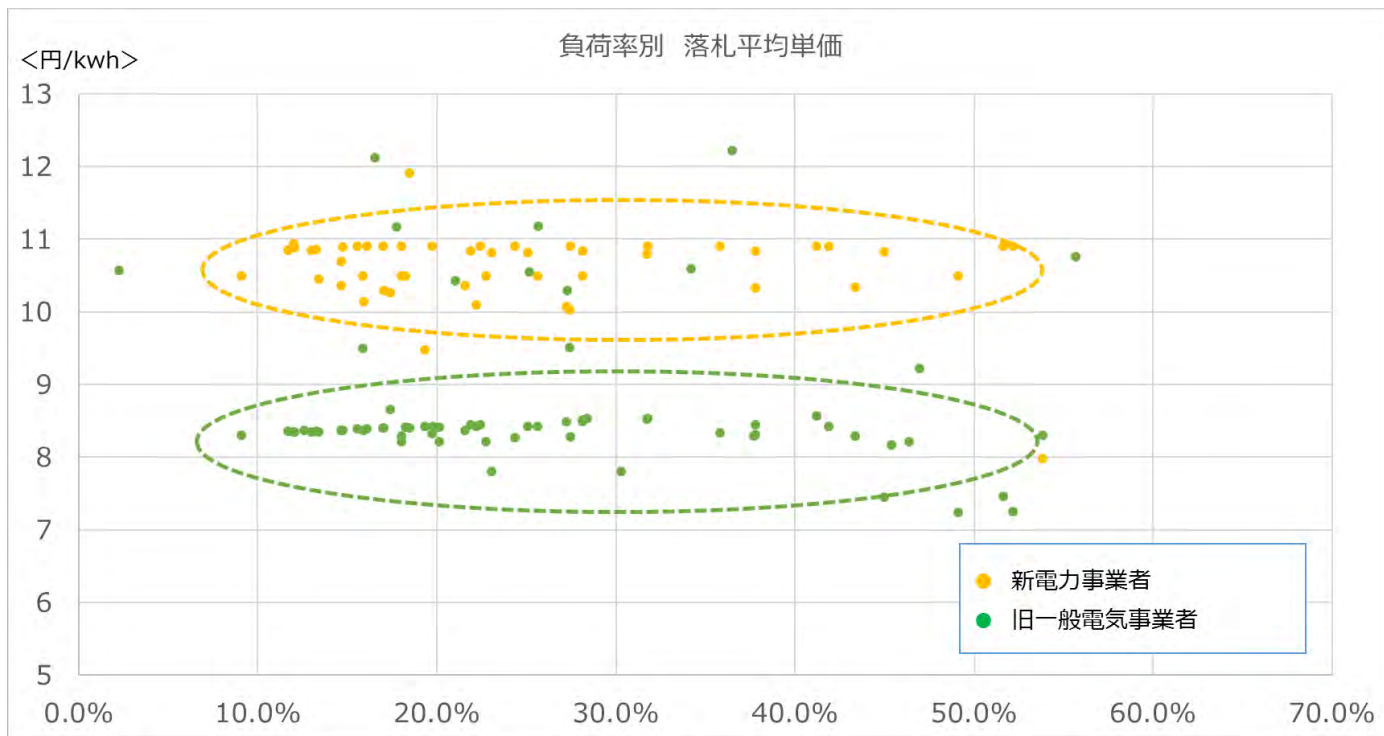
※エリア別のスイッチング率(件数ベース)
電力取引法より 平成30年3月末時点



資源エネルギー庁 電力小売全面自由化の進捗状況2018年5月18日より

②公正な競争環境の実現

■落札平均単価は新電力の11円台に対して、旧一般電気事業者は9円台



⇒旧一般電気事業者のベースロード電源をベースとした価格では新電力は太刀打ちできず、公正な競争環境は生まれない。

⇒旧一般電気事業者による競争力有る電源の市場投入が無ければ、競争力有る料金メニューの開発は困難である。

※2018年度入札結果より 弊社調べ

※落札平均単価は、託送費用、燃料調整費を除いた金額の平均値を採用

③需要家保護の対策

- 比較基準となる料金体系がなければ、需要家に混乱を招く可能性がある。
 - ⇒ 低圧電力では、経過措置料金(主に従量電灯B・C)を基準とした場合の削減メリットを用いた提案が一般的である。
 - 経過措置料金が撤廃された場合には、事業者毎の試算条件設定が想定されるため、割高な料金を基準に比較し、“経過措置料金よりも高いが、安くなっている”といった悪質な営業活動ができぬよう対策をとる必要がある。
 - ⇒ 公正な比較による削減メリットが提案できなければ、自由化の推進に影響する。
- 経過措置料金撤廃による1段階料金値上げの可能性
 - ⇒ 新電力の多くは高使用量ユーザーをメインターゲットとしており、1段階料金を低廉に供給しているケースは少ない。
 - ⇒ 生活必需的部分である1段階料金の値上げの可能性が生まれることは、高福祉社会実現の妨げとなる。

要望

- ①国主導の、電力自由化に関するより一層の周知
⇒関東地域、関西地域と同様のスイッチング率に達するレベルまで
- ② 公正な電源アクセスを実現させるための監視体制の構築
- ③ 経過措置料金に代わる小売電気事業者共通の比較基準の設定
⇒需要家の混乱を避け、公平な比較ができるよう新たな指針を設定する必要がある。